

住宅型有料老人ホーム管理規程
[二日市温泉翔裕園]

社会福祉法人 長寿の森
(令和5年11月1日)
要支援

目 次

管理規程	・ ・ ・ 2
介護居室等の使用細則（別表Ⅰ）	・ ・ ・ 7
共用施設等の利用細則（別表Ⅱ）	・ ・ ・ 10
サービス一覧表（別表Ⅲ）	・ ・ ・ 12
月払い費用及び使用料一覧表（別表Ⅳ）	・ ・ ・ 21
修繕項目と費用負担（別表Ⅴ）	・ ・ ・ 22
苦情処理細則（別表Ⅵ）	・ ・ ・ 23
運営懇談会規程（別表Ⅶ）	・ ・ ・ 24
ホームへの届出様式	・ ・ ・ 25

住宅型有料老人ホーム 管理規程

(二日市温泉翔裕園)

1. 目 的

この規程は住宅型有料老人ホーム「二日市温泉翔裕園」(以下「ホーム」といいます)の管理、運営並びに利用に関する事項を定めたもので入居者、同居者及び来訪者(以下「入居者等」といいます)が快適で心身ともに充実、安定した生活を営むことに資するとともに、ホームの良好な生活環境を確保することを目的とします。

2. 遵守義務

- (1) ホームは、入居契約書及び本規程に従ってホームの管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに入居者に対する各種サービスを提供するものとします。
- (2) 入居者等は、この規程及びホームが別に定める記載事項を遵守し、良好な環境の保持に努めるものとします。

3. 入居者

入居者とは、概ね65歳以上の要支援者及び要介護者と認定された方で、日常生活を営む上で介護が必要な方をいいます。

この管理規程は入居者のほか次に述べる同居者及び来訪者を対象とします。

4. 同居者及び来訪者

同居者及び来訪者とは次の方をいいます。

(1) 同居者

(ア) 同居者とは、入居者の付き添い、介助、看護等の目的で居室内に同居する方をいいます。

(その場合の同居期間は、月5日を限度とします)

(イ) 当事業所では、同居者の入居は認めておりません。

(2) 来訪者

(ア) 来訪者とは、入居者以外の方であって入居者の生活支援以外の目的で来訪される方をいいます。

(イ) 宿泊にはホームへの届出が必要です(様式8)。なお、入居者の居室での宿泊は有料

(1泊1650円)となります。(入居者の居室にて宿泊できる期間は、最長で月5日以内とします)

5. 管理運営組織

ホームの居室数は、一般居室54室です。定員数については、有料老人ホーム重要事項説明書に記載します。

ホームの管理運営のために、下記の部門を設置し、施設長の統括のもとにホーム職員が次の各部門を担当します。職員の配置は、基本的に、住宅型有料老人ホーム重要事項説明書「5、職員体制」の通りですが入居状況等により変動することがあります。

- (1) 介護支援部門
- (2) 健康管理部門
- (3) 食事サービス部門
- (4) 生活相談部門
- (5) 生活支援サービス部門
- (6) レクリエーション部門
- (7) 事務・管理部門

6. 管理運営業務

ホームは次の業務を行います。

- (1) 敷地及び施設の維持、補修、管理、清掃、消毒及び塵埃処理等に関する業務
- (2) 入居者が使用する一般居室及びその備え付け設備（以下、「一般居室等」といいます）についての定期的点検、補修並びに取替え等に関する業務
- (3) 入居者に対する各種サービスの提供業務
- (4) 防犯・防災に関する業務
- (5) 広報・連絡及び渉外に関する業務
- (6) 職員の管理と研修
- (7) 地域との協力

7. 居室の設備及びその利用

入居者等は、居室等を別表Ⅰ「居室等の使用細則」に基づいてこれを利用することができます。

8. 居室の維持・補修

ホームは、一般居室等を定期的に検査し、保全上必要と認めた時は、ホームが設置したものについては自ら補修します。入居者等はホームが行う維持・補修に協力するものとします。ただし、入居者等が故意又は過失或いは不当な使用により一般居室等を損傷または汚損したときは、速やかに施設長に届け出をし、これらの補修に要する費用は入居者の負担とします。

9. 共用施設及び共用設備の利用

入居者は共用施設及び共用設備（以下「共用施設等」といいます。）を別表Ⅱ「共用施設等の利用細則」に基づいてこれを利用することができます。入居者は「共用施設等の利用細則」に定める利用時間を超えて共用施設等を利用する時は、施設長の承認を得るものとします。（様式 9）

10. 運営懇談会

入居者の方々の意見、要望を管理・運営に反映させ、業務を円滑に行うため、ホームと入居者から成る「運営懇談会」を設置します。内容については、「運営懇談会規程」別表Ⅶをご覧ください。

11. 利用できる各種サービス

ホームは次のサービスを提供します。その具体的内容、費用等については住宅型有料老人ホーム重要事項説明書 別添「介護サービス等の一覧表」のとおりとします。

(1) 介護支援サービス

(ア) 当施設は、住宅型有料老人ホームであり、入居契約書第 39 条のとおり、介護が必要となった場合においては、施設における介護保険法に基づく介護サービスは行わず、別添「介護サービス等一覧表」に基づき、入居者が個々に当社の訪問介護事業所或いは他社の訪問介護事業所と契約いただくこととなります。

ただし、当社の訪問介護事業所或いは他社の訪問介護事業所が実施する介護保険サービス及びデイサービス等の介護保険サービスを利用することを前提として、介護保険サービスで賄えないサービスについてのみ、別添「介護サービス等一覧表」に基づく介護サービス等を当社が行います。

(イ) 上記介護サービスを当社が提供する場合は、原則としてそれぞれの一般居室とします。

(2) 健康管理サービス

(ア) 定期健康診断のほか健康相談等を別表Ⅲ－2①「健康管理サービス」に従って行います。

(イ) 協力医療機関を定め、協力医療機関等において、適切な治療が受けられるよう必要な協力を別

表Ⅲ－２②に従って行います。

(3) 食事サービス

(ア) 希望日のみ喫食いただくことが可能です。

(イ) 医師の指導があった場合には治療食を提供します。

(ウ) 食事サービスの提供は別表Ⅲ－３「食事サービス」に従って行います。

(4) 生活相談・助言サービス

入居者の生活全般に関する諸問題について相談や助言を別表Ⅲ－４「生活相談・助言サービス」に従って行います。

(5) 生活支援サービス

家事全般に関するサービスや生活利便に関するサービスを別表Ⅲ－５「生活支援サービス」に従って提供します。

(6) レクリエーション等

文化・余暇利用活動や運動・娯楽等のレクリエーションに関する生活支援を行います。施設内に掲示又は配布しますので参加、出席等事前に事務所又は職員にご連絡ください。

(7) その他の支援サービス

ホームはこの他にも施設において一般的に対応できるいろいろな支援サービスを提供します。

12. 費用及び使用料

(1) 入居に際し、敷金等の費用については、入居契約書第２２条に基づき、入居時までにお支払いいただきます。その使途、返還方法等は住宅型有料老人ホーム重要事項説明書に記載します。

(2) 月払いの管理費、食費等の日常生活上の費用及び共用施設使用料については、別表Ⅳ「月払い費用及び使用料一覧表」によります。

(3) 管理費についての取り扱い

管理費は次のものに充当します。

共用施設等の維持・管理費、事務・管理部門の人件費、事務費、生活サービスに係る人件費備品・消耗品費等。各居室の水光熱費。健康管理費。

(4) 食費についての取り扱い

食費は次のものに充当します。

食材費、光熱水費、食事サービス部門の人件費、設備・備品代（調理具・食器等）。

朝・昼・夜それぞれの単価は別表Ⅳ「月払い費用及び使用料一覧表」の金額の通りです。入居者の都合で食事を中止する場合は、喫食実績に基づき精算するものとします。

日常以外の特別食（医師の指示による治療食を含む）等は、その都度、その内容により相談させていただきます。

(5) 家賃相当額については、住宅型有料老人ホーム重要事項説明書及び別表Ⅳ「月払い費用及び使用料一覧表」をご覧ください。

(6) 敷地内の駐車場は、来訪者等の一時使用にのみ使用頂けます。使用については、施設長の許可を得てください。

(7) その他介護用品は、別途実費にてご負担いただきます。

(8) 費用の改定

入居契約書に基づき、ホームが所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案の上、運営懇談会の意見を聴いて改定します。

(9) 支払方法

費用及び使用料の支払いについては、入居者宛に費用項目とその明細を添付の上、毎月１５日までに請求書をお渡しします。ホームはこれに基づき原則としてその金額を銀行口座から自動引き落としとします。

入居者は、ホームが指定する入居者の口座から毎月27日に前月分を自動振替の方法により、ホームの口座にお支払いいただきます。尚、27日が土・日・祝祭日の場合は、その翌日に自動引落しとなります。

13. 禁止及び制限される行為等

入居契約書により、禁止事項とホームの承諾事項を定めております。該当項目につきましてはこの定めに従い、対応することといたします。

14. 修繕

入居契約書で定める軽微な修繕については、別表Ⅴ「修繕項目と費用負担」によります。

また、入居者の希望により居室の造作・模様替え等を行う場合も、両者協議のうえ行うものとしますが、事前に（様式2）に従って居室内造作模様替え承認願いをご提出ください。

15. 苦情処理

入居者からの苦情又はご意見は、別表Ⅵ「苦情処理細則」により解決を図ります。

16. 外出・外泊

入居者は、外出や外泊をされる場合は、期間や欠食数等を、（様式10）により、事前に事務室に申し出るものとします。

17. 非常災害等が発生した場合の緊急対応と訓練

ホームが策定した「防災計画」に従い、入居者の避難等適切な処置を行います。非常時に備え、地域の協力機関と連携を図り、定期的に避難訓練を行いますのでご協力をお願いします。

18. 管理規程の改定

この規程の改定については、運営懇談会の意見を聴くものとします。

19. 施行日

この管理規程は、平成30年4月1日から実施いたします。

この管理規程は、令和元年10月1日から実施いたします。

この管理規程は、令和3年4月1日から実施いたします。

この管理規程は、令和4年10月1日から実施いたします。

この管理規程は、令和4年11月1日から実施いたします。

この管理規程は、令和5年11月1日から実施いたします。

20. ホームへの届出様式

ホームに届け出る必要のある事項は、入居契約書及び管理規程に定められておりますが、それぞれの事項は下記様式によって届け出るものとします。

介護場所の変更等に係わる意思の確認を行う場合 様式 1

（管理規程11項1、入居契約書第12条）

居室の模様替えを行う場合 様式 2

（管理規程14項、入居契約書第20条）

居室及び共用施設等建物、設備の一部を汚損、破損した場合 様式 3

（管理規程8項、入居契約書第20条）

長期間不在する場合 様式 4

（入居契約書第 19 条第 3 項） 契約解除届出の通知を行う場合	様式 5
（入居契約書第 30 条） 身上事項の変更通知を行う場合	様式 6
（入居契約書第 35 条） 身元引受人の変更等を行う場合	様式 7
（入居契約書第 36 条） 来訪者が施設に宿泊しようとする場合	様式 8
（管理規程 4 項） 共用施設を利用しようとする場合	様式 9
（管理規程 9 項） 外出・外泊をする場合	様式 10
（管理規程 16 項）	

別表 I

居 室 等 の 使 用 細 則

ホームの建物および付帯設備を安全に管理し、良好な環境を維持するために、施設の使用にあたっては管理規程によるほか次の事項をお守りいただきます。

1. 火災予防

- (1) 施設内は冷暖房の設備が完備していますが、居室内で追加の暖房器具を必要とされる場合は、電気式の安全な暖房器具をお使いになるようお願いします。
- (2) 館内は全面禁煙となっております。

2. 災害時の心構え

建物は耐震・耐火・耐久上極めて堅牢な RC 造です。従って、ほとんどの災害でも心配ありませんが、万一の災害発生時の心構えとして、次の事項についてご協力ください。

(1) 地震について

RC 造でも相当な揺れをお感じになると思いますがあわてて廊下、階段等に飛び出すことはかえって危険です。大きな地震のときはおちついて行動し、まず火元を消してからクッションなどで身体を保護するようにしてください。

(2) 火事について

自分の居室から火を出さない限り延焼する恐れはありません。もし、同じフロアまたは上下階で火災が発生したときは、窓や出入口の戸を閉めて、火や煙が室内に入らないようにしてください。

また、万一自分の居室で出火した場合は、廊下にある非常ベルを押すとともに電話、緊急コール等で速やかに職員に通報し、あわてずに小火のうちに消し止める努力をしてください。危険を感じたら部屋を出て戸をよく閉めて延焼防止に心掛けてください。

火災発生時には、警報器による案内等、スタッフによる避難誘導を致しますので落ちついて行動してください。

消防署の指導により廊下、階段等に物を置かないようお願いします。また、年2回以上の避難訓練を行います。

(3) 台風について

台風の風でガラスが破れることはありませんが、飛物等が風にあおられてガラスを破ることがあります。

(4) 非常用階段等について

火災等の非常時には、エレベーターは停止して、使用できません。避難用として、建物の南西側の非常階段が設置され屋外に出ることができます。

3. 防犯

- (1) 外部からの来訪者がある場合は、事務室を通してください。入館届にご記入をお願いいたします。
- (2) 正面玄関の出入口には、インターホンが設置されています。
- (3) 防犯には各入居者の方々のご協力が不可欠です。挙動不審者を見かけたときは、直ぐ事務室及び職員に連絡する等お互いに連絡を取り合い防犯にご協力をお願いします。

4. 駐車場

敷地内に駐車場を確保してあります。来訪者等がご使用の場合には事務室に申し出てください。入居者の契約駐車場はございません。

5. ごみ処理

- (1) ごみは、居室内ゴミ箱へ捨てるようにしてください。スタッフが回収いたします。
通常処理できないゴミにつきましては別途費用がかかります。
- (2) 共用部分の清掃は、スタッフが行いますが、清潔保持についてはご協力をお願いします。

6. 水漏れ

洗面台の排水口は、常に目詰まりのないよう気をつけるとともに、水の流し放し等のないようご注意ください。

7. 防音

ドアの開閉音やテレビ、オーディオ等の音量は他の入居者に迷惑をかける恐れがあります。お互いに他の入居者の生活を侵さないようご配慮ください。

8. 掲示

各種行事等の予定あるいはホームからの連絡事項等は施設内に掲示しますので、お見逃しのないようお願いします。

9. 居室の修理・造作模様替え

居室の修理・造作模様替えを行いたい場合は、あらかじめ書面によりご相談下さい。
費用負担については、協議させていただきます。

10. 備え付け設備の修理・取替え

あらかじめ居室に備え付けられた設備は次のものです。

- ・冷暖房機器・・・各居室には、冷暖房設備が設置されています。
- ・照明器具・・・蛍光灯及び電球の交換については、入居者負担となります。
- ・緊急コール・・・緊急コールスイッチが、各居室2箇所設置されております。
- ・防災設備・・・熱感知器が居室内に設置されています。
- ・ベット・・・3モーターのベットが設置されています。
- ・椅子
- ・トイレ（設置のない居室もあり）

これらが、破損、汚損した場合、もともとこれらに欠陥があった場合及び通常の使用によるものについては、施設の負担で修理もしくは取り替えます。

11. 緊急時の対応等

健康上、防犯上等の緊急時には、緊急コールを押して通報してください。通報があり次第、職員が駆けつけ対応します。

12. 外出・外泊

外出・外泊を行う際は、期間や欠食数等を事務室に申し出てください。

13. その他

トイレでは、トイレットペーパー以外の紙を使用すると便器が詰まる恐れがありますので、ご注意ください。詰まった場合の修繕費用につきましては請求させていただく場合がございます。

14. 施行日

この細則は、平成30年4月1日より実施します。

この細則は、令和元年10月1日より改定します。

この細則は、令和3年3月1日より改定します。

この細則は、令和4年10月1日より改定します。

この細則は、令和4年11月1日より改定します。

この細則は、令和5年11月1日より改定します。

別表Ⅱ

共用施設等の利用細則

項 目	利用時間	利 用 方 法
事務室 (事務所)	9:00~17:00	・ サービスのお申込み、各種お問い合わせ等何でも事務所に申し付けください。また、来訪者の方は事務所にお立ち寄りいただき、入館届にご記入くださるようお願いします。
正面玄関	8:30~17:30	・ 施錠時間 17:30~翌8:30(防犯上、施錠いたします。)時間外の来訪者の方は、玄関備え付けのインターホンを呼び出してください。(入退館の許可を得てください)
食 堂 (リビング兼用)	朝食 7:00~8:00 昼食 12:00~13:00 夕食 17:00~18:00 ※およその時間	・ ご都合により欠食される場合は、職員にご連絡ください。欠食届を作成いたします。喫食前日までにご連絡いただいていない欠食につきましては、請求させていただきます。 ・ 食事は定食となりますが、お体の具合によりおかゆ・刻み食・やわらかい食事等をご提供します。 ・ 食事は原則として食堂で召し上がっていただきますが、ご都合で居室へご自分でお持ち帰りになって召し上がる時は、喫食後速やかに食器を返却していただきます。 ・ リビングと兼用となりますので、レクリエーション等趣味の集まりなどいろいろな行事等にも使用いたします。
郵便物	随 時	・ 郵便物等の配達物は一時事務室において保管し、後職員にてお渡しいたします。入居者の都合により、身元引受人に請求書等と一緒に郵送する場合があります。
相 談 室	9:30~17:00	・ 個人専用でご使用になりたい場合、ご家族様、来訪者様でのご利用を希望される場合等は事務室までお申し付けください。ただし、占有時間は2時間までとさせていただきます。
入 浴	原則週2~3回	・ 準備、片付けは職員にておこないます。 (生活支援費より充当)
職員詰所		・ 看護職員若しくは介護職員が24時間体制で勤務しております。
ナースコール		浴室、食堂、共用トイレ等の共用部分及び各居室には緊急コールを設置していますので緊急時に使用できます。
電 話		電話に関する料金については実費負担となります。

項 目	利用時間	利 用 方 法
防災設備		各階にスプリンクラー及び屋内消火栓、消火器が設置されております。
避難設備		非常口誘導灯、非常階段がございます。館内一斉放送システムにより、音声での避難誘導ができます。
ごみ収集		ごみは、居室内ゴミ箱へ捨ててください。スタッフが回収します。通常通り処分できないゴミについては料金を徴収します。
トイレ		トイレにトイレットペーパー以外の紙を使用されますと便器が詰まる恐れがありますのでご注意ください。 オムツなどを流し詰まった場合の修繕費用は実費請求いたします。
駐車場		入居者用の駐車場はございません。
洗濯		フロア洗濯機にて洗濯いただくことができます。別途有料にてクリーニング契約も可能です。月額 6,600 円（税込）

サ ー ビ ス 一 覧 表

当ホームのサービスは、以下の内容にそって提供します。

別表Ⅲ－１ 介護支援サービス

別表Ⅲ－２① 健康管理サービス

別表Ⅲ－２② 健康管理サービス（治療への協力）

別表Ⅲ－３ 食事サービス

別表Ⅲ－４ 生活相談・助言サービス

別表Ⅲ－５ 生活支援サービス

介護支援サービス

介護を行う場所	介護サービスは、入居されている自室において行います。
入居後介護サービスを受ける或いは居室を住み替える場合	居室変更を行なう場合 (判断基準・手続き、追加費用の要否、居室利用権の取扱等) 介護サービスを受ける場合 居室を変更する場合には ①事業者の指定する医師の意見を聴く ②入居者の意思を確認する ③身元引受人等の意見を聴く ただし、緊急を要する場合には、医師の意見及び入居者の意思を確認した上で、事業者が判断します。 また、入居者の都合で居室変更される場合は、現居室の原状回復費が別途必要です。費用額はその都度相談させていただきます。 他入居者の都合で、居室の変更をお願いする場合があります。その場合にも上記の手続きを行います。 介護サービスを受ける場合 当施設は、住宅型有料老人ホームであり、入居契約書第４２条のとおり、介護が必要となった場合においては、施設における介護保険法に基づく介護サービスは行わず、別添「介護サービス等一覧表」に基づき、入居者が個々に当社の訪問介護事業所或いは他社の訪問介護事業所と契約いただくこととなります。 上記の介護保険サービスを利用されない場合には、生活支援費をお支払いいただく必要があります。

項 目	内 容	金 額	都度、利用料を徴収した上で 実施する場合の料金
生活支援サービス	バイタルチェック・居室内清掃 入浴（週2回まで）、片付け 洗濯（※1）	生活支援費に 含む	・居室清掃 458 円/30 分 （週2回以上利用の場合） ・外出付き添い 30 分 1,320 円
	おむつ代	実 費	
一時的な介護支援	体調不良等による理由にて、日常 生活を送るのに著しく支障をき たす場合（身体的介護を要する場 合等）の支援	実 費	状態に応じた支援を実施。 個別相談にて費用額を設定する

※料金はすべて税込となっています

※1 フロア設置の洗濯機を使用していただくことが可能です。

別表Ⅲ－２①

健康管理サービス

項 目	内 容	料 金	その他
定期診断 医療相談	・月１回もしくは２回希望により 訪問診療による往診	実費	
健康相談等	・看護師 スタッフにより随時	生活支援費 に含む	
服薬支援	看護師又は介護職が薬を管理 します。	生活支援費 に含む	
感染症予防支援	感染症発症等でその支援（対応） における消耗品等	実 費	

注３） 入居者のかかりつけの病院・医師への問い合わせについて

主治医やかかりつけの病院で継続して健康診断や診察をうけられることは差し支えありません。

ただし、緊急時等のために入居者の健康状態を施設として把握しておく必要がありますので、入居者の主治医やかかりつけの病院に、健康状況について問い合わせることがありますので、あらかじめご了解ください。

健康管理サービス（治療への協力）

項 目	内 容	料 金	特 記
日 常 医 療 支 援	病気または怪我により診断、治療が必要となった場合、職員が下記のサービスを提供します。但し、健康保険に基づく医療費の一部負担の他に保険適用外の医療については自己負担が生じる場合がありますのでご留意ください。 ① 通院 通院可能な場合は、医療機関への通院介助を行います。 ② 入院 入院治療が必要となった場合、入居者のかかりつけの医師による指示のもと入院の手配及び介助を行います。 ③ 救急搬送時付き添い ④ その他サービス その他、生活上必要なサービス (館内サービスのみ) 急に身体の具合が悪くなった場合は、職員が的確かつ迅速に対応し、応急処置等を行います。 また、状況により医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療、あるいは、救急入院が受けられるよう計られます。	30 分/611 円 30 分/1,320	介護支援サービス等 一覧表」によります。

※料金はすべて税込となっています

注3) 医療費について

傷病により、治療および入院が必要な場合は、医療保険診療が適用されます。その場合の一部自己負担及び医療保険適用外のものについては入居者の負担となります。

別表Ⅲ－３

食 事 サ ー ビ ス

項 目	内 容	料 金	備 考
食事時間	朝食 7:00～8:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:00～18:00	540 円 648 円 648 円 (税込)	不要な場合は、職員にご連絡ください。前日までにキャンセルなき欠食は、有料欠食となります。(注1)
治療食	慢性病等のためまたは一時的に治療食の必要な方には医師の指示を受けて治療食を提供します。	その都度、治療食代の相談をします。	相談により決定
特別食 (行事食)	施設行事の実施時に伴う行事特別食に係る費用。	実 費	食事を伴う行事開催時が対象となります。
居室での食事	食事を居室までお届けします。配膳・下膳サービスもいたします。	食費に含む	ご本人様、ご家族様の同意が必要となります。

注1) 食事の欠食については、前日までに申し出て下さい。申し出がない場合は召し上がるものとして準備いたします。尚、急な入院の場合は除きます。

2) 病院等で担当医師から食事に関する指示書(食事箋)が出されている場合には、ホームの担当者にご提示ください。

3) 料金については、月末締めで管理費と一緒に請求となります。

別表Ⅲ－３

食 事 サ ー ビ ス

項 目	内 容	料 金	備 考
食事時間	朝食 7:00～8:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:00～18:00	590 円 700 円 700 円 (税込)	不要な場合は、職員にご連絡ください。前日までにキャンセルなき欠食は、有料欠食となります。(注1)
治療食	慢性病等のためまたは一時的に治療食の必要な方には医師の指示を受けて治療食を提供します。	その都度、治療食代の相談をします。	相談により決定
特別食 (行事食)	施設行事の実施時に伴う行事特別食に係る費用。	実 費	食事を伴う行事開催時が対象となります。
居室での食事	食事を居室までお届けします。配膳・下膳サービスもいたします。	食費に含む	ご本人様、ご家族様の同意が必要となります。

注1) 食事の欠食については、前日までに申し出て下さい。申し出がない場合は召し上がるものとして準備いたします。尚、急な入院の場合は除きます。

2) 病院等で担当医師から食事に関する指示書(食事箋)が出されている場合には、ホームの担当者にご提示ください。

3) 料金については、月末締めで管理費と一緒に請求となります。

別表Ⅲ－５

生活支援サービス

項 目	内 容	料 金	備 考
事務室	・ 職員による次のサービスを提供します。 来訪者の受付・取次ぎ、不在時の伝言 郵便物・新聞・雑誌その他配達物の受付、保管、手渡し、鍵の管理 タクシー、ハイヤー等の配車依頼 身元引受人及びご家族への連絡	管理費に含まれます。	
外部業者の取扱い	・ 入居者の日常生活に必要な業者、 宅急便の紹介等	業者へのお支払いは、原則各自でお支払いいただきます。立替払いを希望されます方は、事務室にご相談下さい。	
代行	・ 職員が一般的に代行可能な行為を代行します。	30 分/611 円	
同行	・ 職員が同行し、付き添う場合	30 分/1,320 円	
送迎	・ 送り迎えのみ	30 分/1,320 円	
金銭・貯金管理	・ お預りにつきましては、その都度相談させていただきます。内容は身元引受人様に定期的にご報告いたします。	(定額制) 1,528 円/月額	希望される場合は、利用申し込み下さい。
不在中の居室管理	・ 入居者が居室を空けられる場合希望により次のサービスを提供します。 空気の入れ替え 防災、防犯チェック 入居者不在時の入室についての承諾をあらかじめ頂きます。	管理費に含まれます。	

項 目	内 容	料 金	備 考
ゴミ収集	・ごみは、居室ゴミ箱へすててください。 職員が回収いたします。 通常処理できないゴミについては別途 有料にて処理します。	品物・量をみて 都度算定	
内部情報サービス	・施設内で行われる諸サービスのスケジ ュール・内容及び日常生活における諸 連絡については、原則として、掲示板 によりお知らせします。	管理費に含みま す。	
居室清掃 リネン交換	居室清掃 週/1 回 リネン交換 週/1 回 上記を超える場合には、30 分につき、 458 円が別途必要となります。	生活支援費・ 管理費に含みま す。	[2 回以上利用する場合] 居室清掃 30 分 458 円 リネン交換 30 分 458 円

※料金はすべて税込となっています

別表Ⅳ

月払い費用及び使用料一覧表

内 容	料 金
管 理 費	月額 47,850円(税込)
食 事 費	日額 1,836円(税込) (朝食 540円) (昼食 648円) (夕食 648円) 治療食(日額) 内容によりご相談させていただきます。 特別食(1食) 食事を伴う行事実施時に係る費用となります。
家 賃	月額 (トイレ有 45,000円 トイレ無 42,000円)(非課税)
生 活 支 援 費	月額 50,926円(税込)
来 訪 者	・来訪者が一般居室で宿泊する場合 1,650円(税込) ・簡易ベット・リネン代含む ・食費は一人当たり次のとおり(特別食別途) 朝食 540円 昼食 648円 夕食 648円 } (税込) ※3

※1 月途中の入退去時は、家賃・管理費は日割り計算となります。

※2 入院及び外泊等で居室を不在にする場合は、管理費の日割り計算となります。但し、1ヶ月15日以上居室を不在された場合のみ日割り計算となります。

※3 宿泊者の食事予約は宿泊の前日12時までの予約が必要となります。宿泊を希望される場合は事前に申し込みが必要です。

※4 生活支援費で提供するサービスは、入浴(準備・片付け、見守り)・巡視・健康管理・コール対応・リネン交換・掃除(週1回)・洗濯機使用・洗濯代行などです。

別表Ⅳ

月払い費用及び使用料一覧表

内 容	料 金
管 理 費	月額 50,500円 (税込)
食 事 費	日額 1,990円 (税込) (朝食 590円) (昼食 700円) (夕食 700円) 治療食 (日額) 内容によりご相談させていただきます。 特別食 (1食) 食事を伴う行事実施時に係る費用となります。
家 賃	月額 (トイレ有 45,000円 トイレ無 42,000円) (非課税)
生 活 支 援 費	月額 50,926円 (税込)
来 訪 者	・ 来訪者が一般居室で宿泊する場合 1,650円 (税込) ・ 簡易ベット・リネン代含む ・ 食費は一人当たり次のとおり (特別食別途) 朝食 590円 昼食 700円 夕食 700円 } (税込) ※3

※1 月途中の入退去時は、家賃・管理費は日割り計算となります。

※2 入院及び外泊等で居室を不在にする場合は、管理費の日割り計算となります。但し、1ヶ月15日以上居室を不在された場合のみ日割り計算となります。

※3 宿泊者の食事予約は宿泊の前日12時までの予約が必要となります。宿泊を希望される場合は事前に申し込みが必要です。

※4 生活支援費で提供するサービスは、入浴 (準備・片付け、見守り)・巡視・健康管理・コール対応・リネン交換・掃除 (週1回)・洗濯機使用・洗濯代行などです。

別表V

修繕項目と費用負担

居室内における軽微な修繕について、その修繕項目とその費用負担は下記の通りです。

修繕項目	ホームの費用負担	入居者の費用負担
1. 居室ドア	相談による	相談による
2. 窓ガラスの取替え	◎（通常の使用による破損）	◎
3. 絨毯、カーテン等の取替え	◎（通常の使用による破損）	◎
4. 洗面台	相談による	相談による
5. 電球、蛍光灯の取替え	—	◎
6. ヒューズの取替え	—	◎
7. 給水栓の取替え	◎（通常の使用による破損）	◎
8. 排水栓の取替え	◎（通常の使用による破損）	◎
9. その他軽微な修繕	相談による	相談による

注1）入居者のご希望による造作や模様替えについて、当様式に準じて協議させていただきます。
居室内造作模様替え承認願（様式2）をご提出ください。

別表Ⅵ

苦 情 処 理 細 則

1. 入居者は、施設の状況やホームが提供するサービスに関し、ホームに苦情を申し立てることが出来ます。
2. 苦情を申し立てることによりホームから不利益な取り扱いを受けることはありません。
3. 苦情の申し立てと処理の手順は次の通りです。
 - ① 入居者は、苦情の内容を口頭又は文書により住宅型有料老人ホーム重要事項説明書に記載される施設の苦情窓口担当者又はお客様相談室に伝えます。
 - ② 担当者は、申し立てられた苦情内容について申し立て者と協議し、問題の解決に当たります。
 - ③ 個別に対応が可能であるものに付いては、ホームは直ちに対処し、問題を解決します。
 - ④ 苦情内容が、複数の入居者又は入居者全員の利害または安全等に関する内容であることが判明した場合は、その内容やその解決方法等に付いて、運営懇談会等を開き協議または報告するものとします。
 - ⑤ 苦情解決の内容が管理規程の改定に及ぶ場合には、管理規程の改定を行います。
4. 当事者間での解決が見つからない場合は、前項のほかには市町村担当課、福岡県国民健康保険団体連合会等の公的機関の相談窓口での相談等によるほか、管轄地方裁判所に提訴することが出来ます。

以上

運営懇談会規程

第1条 運営懇談会は、定時運営懇談会と臨時懇談会に分けます。

第2条 定時運営懇談会は、年1回開催し、臨時運営懇談会は、随時必要なときに開催します。

第3条 運営懇談会は、施設長がこれを招集し、その議長となります。

2 その運営懇談会に出席する参加者は、施設長及び職員、有料老人ホーム入居者及びその家族、必要な場合は、第三者的な立場の方です。

3 議事録には、議事の要領及び経過を記載し、議長及び出席した職員が署名押印しなければならないこととします。

第4条 この運営懇談会の目的は、住宅型有料老人ホームの施設長及び担当者、入居者、そしてその家族のふれあいの場を目的とし、また施設環境改善に向けた意見交換の場とします。

2 運営懇談会において、参加者から出された意見については、住宅型有料老人ホーム運営者（施設長）が、責任及び誠意をもって改善対処していかなければならないこととします。

以上

(様式 1)

令和 年 月 日

二日市温泉翔裕園
施設長 様

室 番 号

氏 名



介護場所の変更等に係わる意思の確認書

私は、管理規程 11 項 1 及び入居契約書第 12 条に基づき、下記の内容にて介護場所の変更を確認します。

変更後の介護の場所	
変更の理由（介護の内容等について）	
医師の意見	
身元引受人等の意見	
その他	